

## 令和4年第8回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年8月9日、午前10時から、市役所6階601・602会議室において、令和4年第8回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

今泉 浩史（教育長職務代理者）

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第21号議案

「令和4年度教育費補正予算（第2号）の提出について」

(5) 日程第5 第22号議案

「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用  
図書の採択について」

教育長職務代理者 　ただ今から、令和4年第8回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 寄附について
- 3 令和4年7月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 4 工事請負状況について
- 5 学校開放事業について

学務課長

- 1 不登校による欠席児童・生徒数について（7月分）
- 2 令和4年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
- 3 令和4年度第1回学事・保健・給食担当課長会について
- 4 学校給食費の改定及び保護者負担軽減に関するお知らせの送付について
- 5 学校給食費滞納者に対する支払督促申立てについて
- 6 学校給食費未納者に督促状発付
- 7 令和4年度児童・生徒数、学級数について（令和4年7月1日現在）

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について

- 4 学校訪問事業について
- 5 その他について
- 6 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況（6月分）について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館6月分、iプラザ6月分）

学校給食課長

- 1 令和4年度第1回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
- 2 令和4年度第1回学事・保健・給食担当課長会について
- 3 施設見学について
- 4 学校給食野菜に関する情報交換会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館主催行事について
- 4 夏期開館時間拡大について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況（令和4年6月）について

教育長職務代理者

教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第5 第22号議案を先に行い、その後、日程第4 第21号議案を行うことといたします。

それでは、日程第5 第22号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題といたします。

本案につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令並びに学校教育法及び同法施行規則の規定により、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択を行う必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

指導課長。

指導課長     それでは、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご説明申し上げます。

本年5月に特別支援学級教科用図書審議会に諮問をし、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づき、教科用図書審議会、調査研究委員会、それぞれで協議及び研究を行いました。

各校の調査研究委員会における調査・研究の結果、小・中学校の全ての種目につきまして、通常の学級において採択している教科用図書と同一のものが、本市の特別支援学級の教科用図書にふさわしいという旨の答申をいただいたものでございます。

本答申を踏まえ、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者     以上で提案理由の詳細説明が終わりました。これより質疑及びご意見をお願いいたします。

吉田委員。

吉田委員     新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、各学校にて調査研究をしていただいたことに、まず感謝を申し上げます。

今年度の各学校の調査研究委員会における調査・研究の状況について、どのように行われたのかについて伺います。また、特別支援学級担当の先生方からは、どのような意見があがったのか確認させてください。

教育長職務代理者     指導課長。

指導課長     各学校の調査・研究の状況につきましては、市内の全ての特別支援学級設置校にて、学校管理職と特別支援学級担任とを委員とした調査研究委員会を設置し、2回の調査研究委員会を開催しております。調査研究委員会での意見につきましては、在籍学級児童・生徒の学習状況、それから通常学級との交流状況、現在使用している教科用図書の活用状況、そして保護者からの要望やご意見等、様々な視点での意見が交わされたと報告を受けております。

以上です。

教育長職務代理者     吉田委員。

吉田委員     それでは、特別支援学級担当の先生方から、在籍学級の児童・生徒の学習状況、通常学級との交流状況、現在使用している教科用図書の活用状況、保護者からの要望・ご意見等について話し合われたことがわかりました。

私たち教育委員は、調査研究委員会の結果を踏まえた答申をもとに採択に進む訳ですが、やはり教科用図書を実際に使用している先生方の意見というものを大切にしたいですし、尊重したい気持ちもあります。

そこで、もう少し具体的な話し合いの内容等について分かる範囲で教えてください。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 調査研究委員会の具体的な報告内容につきましては、まず小学校からは、「特別支援学級での学習で、児童は通常学級で使用している教科用図書を使用することが多いことから、現状のままの通常学級で使用している教科用図書を使うことが望ましい」との報告ですとか、「通常学級と同じ教科用図書を使用することが難しい場合であっても、必要に応じて通常学級の下学年の教科用図書を用いて補習を行う等の活用もできている」との報告、そして「通常学級で使用している教科用図書は、小学校の全課程を通して系統的に学習ができ、主体的に活かすことができる学習内容がたくさんある」との報告、そして「現在、通常学級と同じ教科用図書を使用することで、特別支援学級での個別指導や小グループの指導において、スモールステップでの学習が可能になっている」との報告がございました。

次に中学校からは、「学習内容を保障するためにも、生徒の学習進度によって通常学級と同じ教科用図書によって学習を進めた方が個別最適な場合がある」との報告ですとか、「通常学級と同様の授業を毎回展開することは難しいけれども、指導方法を工夫することで、個々の生徒の障害に十分対応できると考える」等の報告がございました。

以上でございます。

教育長職務代理者 吉田委員。

吉田委員 ありがとうございます。小学校・中学校問わず、稲城市の特別支援学級に通っている児童・生徒の可能性を考えた上での意見がたくさんあったことがよく分かりました。これらの先生方の現場の意見も参考にすると、私は通常学級の教科用図書と同じものが良いと考えます。

これは意見です。

教育長職務代理者 ほかに質問や意見はありますか。

杉本委員。

杉本委員 私はこの特別支援学級の教科用図書採択につきましては、最も重視する点は、特別支援学級における学習効果をいかに高くできる教科用図書であ

るか、それを採択することが一番大切な点だと思っております。その点から、先程の指導課長からのご説明は、大変納得できるものがありました。

その中で1点だけ確認させていただきたいのですが、先程のご説明で、「通常学級の下学年の教科用図書を用いて補習を行う」という点につきましては、この場合は同学年の教科書とともに併用して下学年の教科書も用いて、結果として同じ学年の教科書を用いることの効果が高まっている、という理解でよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 「通常学級の下学年の教科用図書を用いて補習を行う」に関しましては、普段の学習では、同じ学年の教科用図書を活用しており、必要に応じた復習や補習を行う場合に下学年の教科用図書を使用しているということですので、委員のおっしゃるとおり、効果が高まっていると考えられます。

以上です。

教育長職務代理者 杉本委員。

杉本委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかに質問や意見はありますか。

三戸委員。

三戸委員 新型コロナウイルス感染症がなかなか収束しない状況ではありますが、現在、特別支援学級と通常学級の教育交流はどの程度実施されていますでしょうか。また、もし交流活動がある程度再開できているのであれば、具体的にどのような交流活動がなされているのか、教えていただけますでしょうか。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 特別支援学級と通常学級との教育交流の現状につきましては、小・中学校ともに、新型コロナウイルス感染症感染防止の対策を徹底した上で、当該学年の校外学習をはじめ、教科の授業、給食や掃除の時間等、できる活動から順次取り組んでいるところでございます。その中で、教科の授業では、通常学級と同じ教科用図書を使って学習に取り組んでいるとの報告もございます。

以上です。

教育長職務代理者 三戸委員。

三戸委員 ご報告ありがとうございます。このコロナ禍でも、できることから交流活動を取り入れてくださっていることが分かりました。大変うれしい気持ちと、ご指導いただいている先生方へ感謝の気持ちを伝えたいと思います。

この交流活動の中で、通常学級と同じ教科用図書を使った学習展開をされているという報告を伺いましたが、これについては、各学校で同様の取組が行われているのでしょうか。

教育長職務代理者 指導課長。

指導課長 授業の交流活動につきましては、特別支援学級在籍の児童・生徒が、通常学級で特定の教科について一緒に授業を受けているところです。これにつきましては、児童・生徒一人一人の特性に合わせて設定しているため、全ての特別支援学級設置校で実施しているわけではございませんが、多くの学校で実施はされております。

今回の各校の調査研究委員会でも、「通常学級との教科交流を進める上で、児童が当該学年の教科用図書を使用する必要がある」といった報告や、「児童の学力に応じて、一部の教科について通常学級の授業に参加している児童もいるので、通常学級と同じ教科用図書が必要である」等といった報告もございました。

以上です。

教育長職務代理者 三戸委員。

三戸委員 児童・生徒一人一人の特性に合わせて、特定の教科であっても通常学級で授業を受けることができる機会があることは、大変良いことと考えます。そのために、両学級で共通の教科用図書を用いる必要があることは十分理解できますので、特別支援学級において、これまで同様に通常の学級と同じ教科用図書が良いと考えます。

これは意見です。

教育長職務代理者 ほかに。

では私から。通常学級で使用している教科用図書には、QRコード等のデジタルコンテンツもあったかと思えます。これらのデジタルコンテンツは特別支援学級の児童・生徒にとって、どのような活用や効果があるのか。通常学級はA訪問等で拝見してはいますが、特別支援学級の児童・生徒については、各校の調査研究委員会ではこういった報告があったのか等、

わかる範囲で教えてください。

指導課長。

指導課長　まず、本市の通常学級で使用している教科用図書には、QRコードを活用したデジタルコンテンツが多く掲載されております。これらのデジタルコンテンツは、教科用図書に載せきれなかった画像データや動画、音声等多岐にわたるものが掲載されており、学習を進める上で大いに役立っているところですよ。

特別支援学級の児童・生徒にとって、実際の写真画像や動画での説明、音声や音源等での紹介については、具体的な支援として、大変有効に活用されております。今回の各学校の調査研究委員会の報告にも、「学習の補助教材としてタブレットでQRコードを読み取り、動画や画像を使うことで、一層効果があると考えられる」という報告がありました。また「QRコードの動画で、何度も繰り返し確認することができることから、理解を深めることができている」との報告もございました。

以上です。

教育長職務代理者　デジタルコンテンツによる視覚的教材は、通常学級で授業を受けている児童・生徒のみならず、特別支援学級の児童・生徒にとっても、カラーであったり音声であったり、部分的に拡大して見たり、繰り返し確認したりということが重要な学習支援につながっているんだということが目に浮かびます。通常学級との交流での活用もできているところで、この貸与されているタブレット端末を活用したQRコードのデジタルコンテンツの活用は、通常学級だけでなく特別支援学級の児童・生徒にとって必要な支援であると考えました。

その上でなんですけれども、本来特別支援学級の児童・生徒は、一人一人その特性や障害の状況も異なるわけなので、一人一人に応じた教材が必要であるという考えも一方ではあると思います。その点から考えると、通常学級と同じ教科用図書を使用することが果たして妥当なのかと考える方もいらっしゃるのではないかなと思います。

ただ、各学校の先生方が目の前にいる児童・生徒を見て、教育交流やデジタルコンテンツの活用等を踏まえ、通常学級と同じ教科用図書を使用することが一人一人の児童・生徒の学習に有効に活用できているのであれば、それを尊重する気持ちもあります。

そこで、特別支援学級にお子さんを通わせている保護者の方々は、どのようにお考えなのか、事務局の方で意見等を伺っていただければお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

指導課長。



指導課長 特別支援学級にお子様を通わせている保護者の方々のご意見につきましては、各学校にて伺っており、それを今回の調査研究委員会にて報告いただいておりますので、その中から紹介させていただきます。

小学校では、積極的な交流活動を望まれる保護者の方が大変多く、「通常学級の児童と同じ教科用図書を使用して学習を進めてほしい」といったご意見ですとか、「通常学級と同じ教科用図書を使用していることで、同じ学習をしているという安心感が持てる」といったご意見があったとの報告を受けております。

中学校では、「進路選択において、都立高校や私立高校への進学も選択できるように、通常学級と同じ教科用図書での学習を要望している」といったご意見ですとか、「通常学級と同じ教科用図書を使用することで、学習の機会を保障し、学習内容の質を高めることを要望している」といったご意見があったという報告を受けております。

以上です。

教育長職務代理者 そうすると、特別支援学級にお子さんを通わせている保護者の方々のご意見としても、通常学級と同じ教科用図書を使用してほしいという要望があるということが理解できました。私、逆に一人一人の特性に合わせた教科用図書の要望もあるのかと思っていたんですけれども、今の報告を聞く限りでは、通常学級と同じ教科用図書を使用してほしいといった要望のほうが多いということを理解しました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。杉本委員。

杉本委員 これまでの質疑応答から、学校もまた保護者も、通常学級と同じ教科用図書を使用したいとの方向にあると認識しました。このことを大変重要な点として踏まえながら、もう一度改めて、特別支援学級の子どもたちにとってどの教科書が良いのかという点に立ち返って、考えを整理してみたいと思っていますところ です。

冒頭の指導課長のご説明の中に、小学校からは、児童が通常学級で使用している教科用図書を使用することが多いというご報告があったと伺いました。また同じご説明の中で、中学校では、通常学級と同じ教科用図書によって学習を進めた方が個別最適な場合があるというご報告があったというご説明をいただきました。そしてさらに、先程、今泉職務代理との質疑応答の中で、一人一人の特性に合わせた教科用図書の要望があるかどうかというお話も出ましたが、教科用図書を一人一人の要望に合わせるということも大切ですが、いかなる教科用図書、主たる教材を使うことによって、一人一人に合わせた教育が可能であるか、この視点から教科用図書を選定することが、最も必要な点ではないとも考えていたところ です。

これを踏まえながら考えますと、やはりこの「令和の日本型学校教育」

答申の中で示されました、今、学校教育が重要な指導方法としている個別最適な学び、指導の個別化と学習の個性化、この実現は通常学級と同様に、またそれ以上に特別支援学級で大切なことだと思いますが、このような教育を実現できるのが、通常学級と同じ教科用図書ではないか。それはより汎用性があり、そして個別最適な学びが可能ということ等も報告が出されていることも合わせて考えますと、一人一人の個別最適な学びが実現されるためには、汎用性のある、通常学級と同じ教科用図書が望ましいという結論に、私としても至ったところです。

以上です。

教育長職務代理者

ほかに質疑・意見はありますか。

ほかに質疑・意見がないようなので、以上で質疑・意見を終結いたします。

それでは、日程第5、第22号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を採決いたします。

小学校及び中学校、個々の教科書の採択について、採択の可否を確認いたします。

はじめに、小学校の教科用図書について採決いたします。

検定教科書、一般図書若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。

検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

教育長職務代理者

ただ今の結果、検定教科書とする、が挙手全員でありました。

よって、小学校につきましては、検定教科書となりました。

次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。

学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

教育長職務代理者

ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。

よって、小学校につきましては、学年相当の検定教科書となりました。

続きまして、中学校の教科用図書の採決を行います。

検定教科書、一般図書、若しくは文部科学省著作教科書とするかどうかについて採決いたします。

検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

教育長職務代理者 　ただ今の結果、検定教科書とするが挙手全員でありました。  
よって、中学校につきましては、検定教科書となりました。  
次に、学年相当の検定教科書とするか、学年相当に限らないかについて採決いたします。  
学年相当の検定教科書とする方は、挙手願います。

( 挙手全員 )

教育長職務代理者 　ただ今の結果、学年相当の検定教科書とするが挙手全員でありました。  
よって、中学校につきましては、学年相当の検定教科書とするとなりました。  
以上により、第22号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について」は、小学校、中学校ともに、学年相当の検定教科書を採択することといたします。  
次に、日程第4 第21号議案「令和4年度教育費補正予算(第2号)の提出について」を議題といたします。  
第21号議案は予算案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

教育長職務代理者 　ご異議なしと認めます。よって第21号議案は非公開審議といたします。  
これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 )

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより第21号議案は非公開審議)

---

(非公開審議会議録は別紙)

---

(これにて第21号議案の非公開審議は終了)

( 暫時休憩 )

※ 退室した職員と傍聴者が入室する。

教育長職務代理者 再開いたします。

これより、第21号議案「令和4年度教育費補正予算（第2号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

教育長職務代理者 挙手全員であります。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前11時41分閉会)